

# 従業員の個人住民税を

## 特別徴収（給与天引き）されていますか？

兵庫県・県内市町からのお知らせです



事業主（給与支払者）の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から個人住民税を給与天引きし、従業員に代わり市町村に納めることが法律で義務付けられています。

特別徴収（給与天引き）は従業員の負担が少なくなる便利な制度であり、手続きも簡単ですので、事業主の皆様には手続きをお願いします。

### 事業主の負担

- ① 所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいない。



- ② 従業員が常時 10 人未満の場合は、市町村長の承認を受け、納期を年2回にできる。

#### 納期の特例

6月分～11月分 → 12月10日までに  
まとめて納入

12月分～翌月5月分 → 6月10日まで  
まとめて納入

### 従業員のメリット

- ① 金融機関へ納税に出向く手間がなくなる。



- ② 個人で納める納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの従業員の負担が少なくなる。

例 年税額が12万円の場合 1回あたり

普通徴収



× 4回

特別徴収



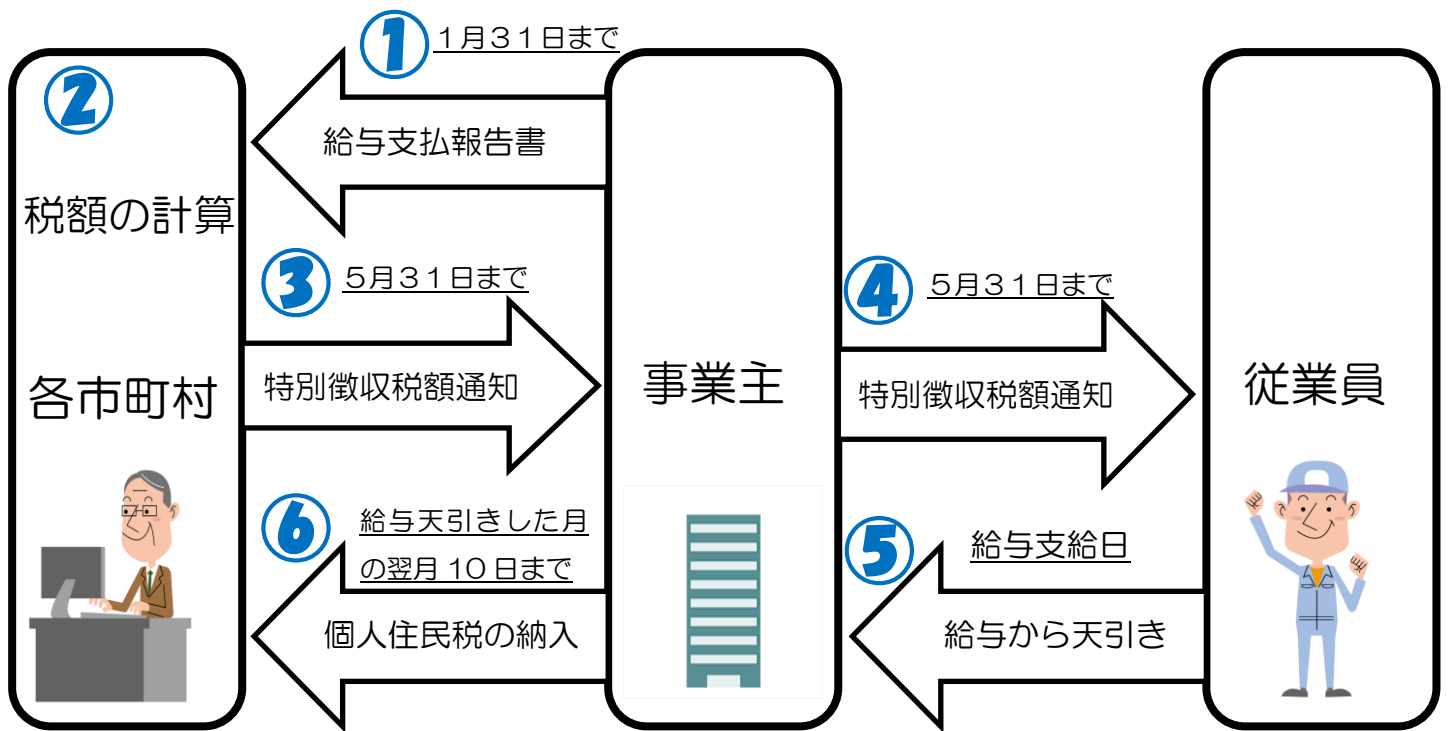
× 12回

- ③ 納め忘れによる

延滞金がかかる心配がない



# ～特別徴収制度の仕組み～



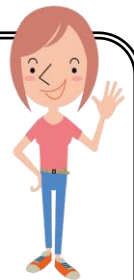
## ～Q&A～

Q なぜ特別徴収を  
しなくてはならないの？



A・所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は従業員の個人住民税を特別徴収することが法律で義務付けられているからです。

Q パートやアルバイトも  
特別徴収をしなければ  
ならないの？



A・原則としてパートやアルバイトを含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。

Q 特別徴収を始める手続きは？  
複雑なのでは？

A・給与支払報告書の表紙（総括表）に特別徴収していただく人数を記入するだけです。

なにかおわかりにならないことがあればお気軽に県または各市町にお電話ください

《お問合わせ先》

西宮市 総務局 税務部 市民税課  
電話 0798-35-3217

兵庫県 企画県民部 企画財政局 税務課  
電話 078-362-3087

皆様のご理解とご協力をお願いします。

